

石川県公報

平成 24 年 12 月 11 日 (火曜日)

号 外

(第 83 号)

目 次

選挙管理委員会	
県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	1
県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	1
県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	1
県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	2

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,892人

石川県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,093人

石川県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,266人
七 尾 市 選 挙 区	16,127人
小 松 市 選 挙 区	29,023人
輪 島 市 選 挙 区	8,729人
珠 洲 市 選 挙 区	4,879人
加 賀 市 選 挙 区	19,897人

羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,613人
か ほ く 市 選 挙 区	9,360人
白 山 市 選 挙 区	30,173人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,375人
野 々 市 市 選 挙 区	12,864人
河 北 郡 選 挙 区	16,992人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,519人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,327人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,713人

石川県選挙管理委員会告示第98号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,093人